

## 都留市自治基本条例の推進に関する懇談会 開催要綱

### 1. 目的

本市は、多くの市民が携わり制定した都留市自治基本条例を平成 21 年 4 月に施行しております。

この自治基本条例第 38 条では、「市は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるもの」としています。

このことから、この条例に定められた考え方や決まりにそって都留市のまちづくりが行われているかについて、これまでを振り返り、あらためて条例を見直し、さらなる市民自治を進めていくため、条例制定に関わった市民やまちづくりを推進する市民にお集まりいただき、意見を交換し合う機会として都留市自治基本条例の推進に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を開催します。

### 2. 内容

懇談会は、主に次のことについて意見交換します。

- (1) 自治基本条例施行後のまちづくりについて
- (2) 今後の自治基本条例の推進について

### 3. 構成

(1) 懇談会の参加者は、次に掲げる者とします。

- ア 旧私たちのまちの都留市自治基本条例をつくる会の構成員
- イ 地域協働のまちづくり推進会の構成員
- ウ 地域からの公募者
- エ その他、市長が適当と認める者

(2) 懇談会には、座長1名を置きます。

### 4. 開催日時

平成 25 年 12 月 4 日(水) 午後 7 時～8 時 30 分

### 5. 庶務

庶務は、都留市総務部政策形成課において行います。